

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年4月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000259号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100006号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における平成11年1月6日から平成12年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年1月から同年7月までの標準報酬月額については12万6,000円から24万円、同年8月から平成12年9月までの標準報酬月額については15万円から24万円、同年10月の標準報酬月額については15万円から26万円とする。

平成11年1月から平成12年10月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年1月から平成12年10月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のB社における平成12年11月1日から平成17年9月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年11月から平成15年2月までの標準報酬月額については17万円から26万円、同年3月から平成16年6月までの標準報酬月額については17万円から28万円、同年7月及び同年8月の標準報酬月額については20万円から28万円、同年9月から平成17年8月までの標準報酬月額については20万円から30万円とする。

平成12年11月から平成17年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年11月から平成17年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、請求者のB社における平成14年10月1日から平成15年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年10月から平成15年2月までの標準報酬月額については28万円とする。

平成14年10月から平成15年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額(26万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③及び④について、請求者のB社における平成15年6月24日の標準賞与額を24

万4,000円、同年12月19日の標準賞与額を26万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月24日及び同年12月19日の訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成11年1月6日から平成12年11月1日まで
② 平成12年11月1日から平成17年9月21日まで
③ 平成15年6月
④ 平成15年12月

A社に勤務した請求期間①の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。また、B社に勤務した請求期間②の標準報酬月額が実際の給与額と異なっており、請求期間③及び④の標準賞与額が実際の賞与額と異なっている。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、調査の上、請求期間①から④までの期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、平成11年1月6日から同年8月1日までの期間は12万6,000円、同年8月1日から平成12年11月1日までの期間は15万円と記録されているところ、請求者から提出された同社に係る給与明細書及び年俸賃金契約書（以下「給与明細書等」という。）並びに日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（平成11年1月6日から平成12年10月1日までの期間は24万円、同年10月1日から同年11月1日までの期間は26万円）以上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書等及び日本年

金機構の回答により確認できる本来の報酬月額から、平成11年1月から平成12年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年1月から平成12年10月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成11年1月から平成12年10月までの期間について、給与明細書等及び日本年金機構の回答から判断できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成11年1月6日から平成12年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者のB社における当該期間に係る標準報酬月額は、平成12年11月1日から平成16年7月1日までの期間は17万円、同年7月1日から平成17年9月21日までの期間は20万円と記録されているところ、請求者から提出された同社に係る給与明細書及び日本年金機構の回答により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成12年11月1日から平成14年10月1日までの期間は26万円、同年10月1日から平成16年9月1日までの期間は28万円、同年9月1日から同年10月1日までの期間は30万円）又は報酬月額に見合う標準報酬月額（同年10月1日から平成17年9月21日までの期間は30万円）以上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書及び日本年金機構の回答により確認又は推認できる本来の報酬月額、厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成12年11月から平成15年2月までは26万円、同年3月から平成16年8月までは28万円、同年9月から平成17年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成12年11月から平成17年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成12年11月から平成17年8月までの期間について、給与明細書及び日本年金機構の回答から判断できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び日本

年金機構の回答から判断できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成12年11月1日から平成17年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成14年10月1日から平成15年3月1日までの期間について、給与明細書により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成14年10月1日から平成15年3月1日までの期間に係る標準報酬月額について、給与明細書により確認できる標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額から、平成14年10月から平成15年2月までは28万円とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記2の訂正後の標準報酬月額（26万円）を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間③及び④について、オンライン記録によると、請求者のB社における平成15年6月24日及び同年12月19日に係る標準賞与額は10万円と記録されているところ、請求者から提出された同社に係る賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成15年6月24日及び同年12月19日にオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与の支払を受けていることが認められる。

しかしながら、上記賞与明細書により、請求期間③及び④に係る賞与から、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しにより確認できる振込年月日から、請求期間③は平成15年6月24日、請求期間④は同年12月19日とすることが妥当である。

したがって、請求期間③及び④に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、平成15年6月24日は24万4,000円、同年12月19日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、平成15年6月24日及び同年12月19日の訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000309号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100007号

第1 結論

1 請求者のA社における平成5年4月1日から平成7年3月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年4月から平成7年2月までの標準報酬月額については、9万2,000円から38万円とする。

平成5年4月から平成7年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成7年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年4月1日から平成7年3月31日まで
② 平成7年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正してほしい。また、平成2年10月から平成10年3月まで同社に継続して勤務していたが、請求期間②に係る被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年3月31日より後の同年4月5日付けで、平成6年及び平成5年の定時決定の記録が取り消され、同年4月1日に遡って、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は既に亡くなっていることから、当該事実が行われた事情について確認することができないところ、請求者と同様に、当該事業主及び同僚の一人についても、平成7

年4月5日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる上、当該同僚は、請求期間当時の給与はオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であり大幅な減額はなかった旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年4月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について平成5年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た上記減額処理前の厚生年金保険の記録から、38万円とすることが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、請求期間①に係る標準報酬月額の遡及減額処理が行われた平成7年4月5日付けで、同年3月31日と記録されていることが確認できる。

また、請求者と同様に、平成7年4月5日付けで、喪失年月日を同年3月31日と記録されている者が9人確認できるところ、そのうち事業主及び一人の同僚は、同年4月5日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる上、雇用保険の加入記録により、7人の同僚は、同年3月31日以降も継続して勤務していることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は請求期間②において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成7年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年4月1日とすることが妥当である。

また、平成7年3月の標準報酬月額については、上記1の減額処理前の厚生年金保険の記録から、38万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000367号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100008号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成26年7月1日から平成30年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年7月から平成27年6月までの標準報酬月額については10万4,000円から26万円、同年7月から平成29年12月までの標準報酬月額については16万円から26万円とする。

平成26年7月から平成29年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月から平成29年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成26年6月16日から同年7月1日までの期間及び平成28年9月1日から平成30年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年6月の標準報酬月額については26万円、平成28年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については28万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額については30万円とする。

平成26年6月及び平成28年9月から平成29年12月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、請求者のA社における平成30年1月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年1月から同年6月までの標準報酬月額については16万円から30万円、同年7月から令和元年8月までの標準報酬月額については26万円から30万円とする。

なお、平成30年1月1日から令和元年9月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 26 年 6 月 16 日から令和元年 9 月 1 日まで
② 平成 26 年 12 月 26 日
③ 平成 27 年 8 月 10 日
④ 平成 27 年 12 月 28 日
⑤ 平成 29 年 7 月 31 日
⑥ 平成 29 年 12 月 20 日
⑦ 平成 30 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額記録が、控除額及び報酬月額に見合っていない。請求期間①のうち平成 27 年 7 月以降の期間については、同社が令和 2 年 8 月 11 日に、標準報酬月額を 26 万円とする訂正の届出を行ったが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。また、請求期間②から⑦までの標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成 26 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（以下「給与明細書」という。）により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 26 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 26 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 7 月から平成 29 年 12 月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同報酬月額算定基礎届及び同報酬月額変更届を年金事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の

平成 26 年 7 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 26 年 6 月 16 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間について、給与明細書により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 26 年 6 月 16 日から同年 7 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成 26 年 6 月は 26 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 30 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成 30 年 1 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、請求者から提出された給与明細書から判断すると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額から、30 万円とすることが必要である。

- 4 請求期間②から⑦までについて、A 社は、請求者に賞与を支給していないと回答している上、年に 2 回経費精算をしているが、報酬とは別に処理していると回答している。

また、請求者から提出された預金通帳により確認できる A 社からの振り込み記録から、請求期間②から⑦までに係る賞与額及び保険料控除額を推認することができない。

加えて、オンライン記録により、A 社において請求期間②から⑦までに厚生年金保険被保険者記録が確認できる 21 人に照会したところ、回答があった者は、請求者と同じ業務に従事したと回答しているところ、同社から賞与は支給されていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000504号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100005号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月25日の標準賞与額を59万3,000円から59万8,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額(59万3,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与について、一部が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から業務委託されたB法人より提出された請求者に係る給与データにより、請求者は、A社から平成29年12月15日に59万3,900円及び同年12月25日に5,184円の合計59万9,084円(標準賞与額59万9,000円)の賞与の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額(59万8,000円)に見合う厚生年金保険料(5万4,259円及び457円、合計5万4,716円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記給与データにより確認できる厚生年金保険料控除額から、59万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 12 月の賞与について、支給日を同年 12 月 15 日、標準賞与額 59 万 3,000 円として届出を年金事務所に提出した後、標準賞与額を 59 万 9,000 円とする請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正願）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 4 月 24 日に提出し、訂正後の厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000663号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100004号

第1 結論

昭和50年*月から昭和59年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和59年6月まで

私は、大学を卒業した後、昭和53年の何月かは覚えていないが、A市のB出張所(当時)で国民年金の加入手続を行い、その日のうちに、納付期間は不明だが国民年金保険料を遡って納付した。また、加入当初に国民年金保険料を遡って納付していることから、加入手続以降の保険料を納付していないということは考えられない。さらに、A市の職員からは、「全て遡って納付したから大丈夫です。」と言われたことがあり、請求期間の記録状況が未加入又は未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学を卒業した後、昭和53年の何月かは覚えていないが、A市のB出張所で国民年金の加入手続を行い、納付期間は不明だが国民年金保険料を遡ってまとめて納付した旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)において、請求者の国民年金被保険者の資格取得日(昭和53年4月1日)は、昭和61年4月30日に入力処理が行われていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったものの、当該国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和61年4月頃に初めて行われたものと考えられる。

また、請求者は、当初、加入手続時に遡って20万円ほど納付したと回答していたが、その後の聴取の際には、遡って支払った納付額を再確認したところ、「実は、よく覚えていないのですが、それくらいの金額だったと思う。」と陳述しているほか、昭和53年の加入当初に保険料を遡ってまとめて納付した後の期間の納付状況については、「最初に保険料を遡って納付した

のに、その後の保険料を納付していないことは考えられません。」と陳述しており、請求期間の保険料に係る具体的な納付時期、納付額及び納付間隔に関する記憶は不明確である。

さらに、昭和 61 年 4 月頃の加入手続時点において、請求期間の一部について、国民年金保険料を遡って納付することが可能であるものの、請求者は、「保険料を遡ってまとめて納付したのは、昭和 53 年頃の最初の 1 回だけだと思います。」と陳述しているところ、請求者から提出された領収証書から請求期間直後の昭和 59 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの期間の保険料を昭和 61 年 9 月 16 日に遡ってまとめて納付されたことが確認できることから、請求者の陳述と符合しない上、上記納付日時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

加えて、請求者は、請求期間のうち昭和 50 年 * 月から昭和 53 年 3 月までの期間は大学生であったと陳述しており、当該期間の国民年金保険料を卒業後に遡って納付したと陳述しているところ、大学生が国民年金の強制加入対象となったのは平成 3 年 4 月 1 日からであり、請求期間当時は、大学生は本人の申出により任意加入被保険者となることができるとされており、その申出日に被保険者資格を取得するものとされていたことから、当該期間は制度上、遡って被保険者になることのできない国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。